



かつうら

第3号 昭和45年9月5日発行

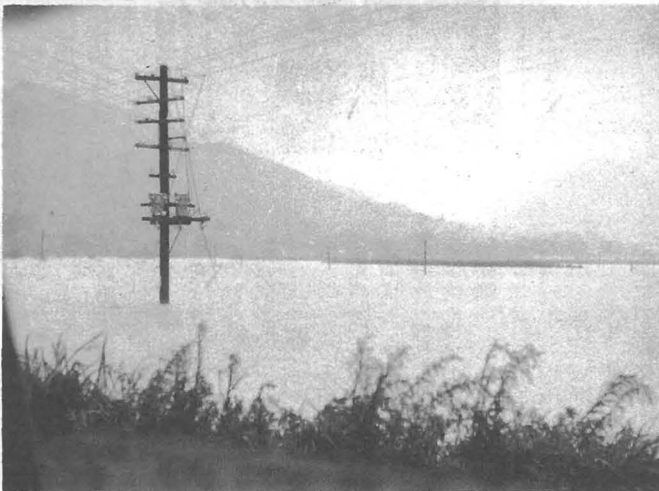
町民のうごき

世帯数	1,921	世帯	4,255
人口	8,627	人計	8,627
	男	女	男 4,255
	8	3	女 4,372
出生	2	計	11
死亡	3		5
転入	9		27
転出	7		12

(昭和45年8月1日現在)

発行所 勝浦町 発行者 勝浦町長 中田 森 蔵 編集者 住民課広報係 印刷所 森本印刷

台風のお見舞申しあげます。



交通災害共済 1人180円

交通共済申込期限は 9月30日まで!!

交通共済に家族みんなで
加入されたでしょうか

交通戦争は日増しに激しさを
加え、町内でも交通事故にあっ
方が次第に多くなっています。
いつ、だれが、どんな交通事
故にあうかわかりません。
町の交通災害共済は、安い掛
金で、みんなが助け合う制度で
す。家族みんなで加入して安心

した毎日を過ごしましょう。
申込期限は九月三十日までで、
加入期間は十月一日から翌年三
月三十一日までの半年間です。
まだ申し込まれていない方は
九月末までに町役場住民課で加
入してください。

新しい道路交通法

一、酒気帯運転に
関する規正と罰
則の強化。酒類
を飲み少しでも
の状態に運転し
てはならない。
それだけでなく
運転者に酒をす
すめた交通安全
管理者も同罪と
なります。それ
と同時に警察官
が呼気検査(風

船)をするのをこぼんだ場合
も処罰されます。その罰則に
ついては、酒酔い運転は以前
は三カ月以下の懲役、三万円
以下の罰金であったのが今回
は二年以下五万円以下の罰金
となり、酒気帯の場合でも三
カ月以上の懲役、三万円以下
の罰金となっています。これ
らの改正趣旨は、飲酒運転の
危険性について国民が十分に
認識し(飲んだら乗るな。乗
るなら飲むな)という習慣を
確立することにあります。

二、少年の場合でも交通切符を
発行し、反則金を取られる。
このように、たとえ少年でも
車を運転する以上、成人と同
様の責任を負わし少年の交通
違反防止をはかっています。
三、そのほかじごく運転、割
り込み、追い越し禁止等の強
化や交通巡視員制度の新設、
歩行者などの保護強化やマイ
クロバスも大型免許でなけれ
ば運転できないようになりま
した。

勝浦町の運転手のみなさん交
通法規を守って安全運転を行な
い事故をなくし、罰金を払わな
いように心がけて下さい。
横瀬駐在 湯浅部長



台風対策について

産業課

今年も台風時期が来ました、気象台発表の長期予報は次のようです。高松気象台発表四国地方9月、10月の予報

9月上旬から中旬初めにかけては、残暑がきびしいでしょう。

月半ば頃を中心に、秋雨が降り易くなる見込みです。下旬は移動性高気圧にお、われて晴天が多いでしょう。台風が1〜二個上陸、又は接近し、その内一個は大型のおそれがあります。気温は並又はや、高く、雨量は平年並でしょう。

10月、上旬は日本の南に前線が停滞し曇雨天が多い見込みです。その後天気は周期的にかわり、さわやかな秋晴れに恵まれる日が多くなりましょう。気温は平年並、雨量は瀬戸内側が並又はや、少なく太平洋側が平年並でしょう。

技術対策
一、果樹
○土壌流亡防止
(イ)集水、排水溝の整備
(ロ)倒伏防止
(イ)根部の覆土
(ロ)幼木等の支柱
(イ)枝折れ防止
(イ)荒縄による各枝の結束
○薬剤散布
(イ)幼木等のカイヨウ病対策

○成木園の黒点病対策
二、水稲
(ロ)冠水田はすみやかに排水に努めると共に流木、ゴミ等の除去
○新根の発生を促すため新しい水と入れかえる。
○病害虫対策
(イ)シラハガレ病
(ロ)サンケル粉剤
イモチ、ヨコバ

イ、ウンカ・キタジンプ
パール粉剤
(イ)刈取り前対策
成熟期に近い物は早目に刈取る。今年は大台風の接近予想もありますので、農作物の被害については、早目に役場産業課に報告をお願いします。



勝浦病院だより

○勝浦病院の院長交替について
勝浦病院長津田洋先生は昭和四十一年八月より着任し町民の医療向上に努力されて参りましたが八月末日をもって退職しその後任院長に現徳島市民病院内科医長太田重嘉先生が九月一日より勝浦病院長に着任されました。

太田先生は徳大卒で臨床経験十余年、徳島大学才二内科講師等大学ではトップクラスで、しかも診療については非常に熱心な先生でございますので安心して

て診察を受けられますよう御案内致します。
○外科
八月才二号にてお知らせした通り毎日午前九時より午後四時まで(毎週火曜日、土曜日の午前中は医師不在)、土曜日の午後より月曜日の朝までは外科医師が宿直、日直を担当していただきますので御利用下さい。
○産婦人科
八月より十一月まで
月曜日(黒部又は香山医師)
金曜日(磯島助教授)
午前九時三十分より午後二時まで、初診又は診察を受ける方は時間内に来院して下さい。
一、入院設備(病室)の改善について

全入院室に詰所と直接対話できるインターホンを備えつけたので、入院される方は非常に便利になりました。
一、夜間、日曜、祝日の診療について。
夜間診療等勤務時間外の診療については当直医師が居りますので、当直医師の専門外の患者であっても診察致しますので、何時でも気軽に御来院下さい。
一、現在従事している病院正規職員は次の通りです。

- 院長 太田 重嘉
 - 小児科医長 戸井千枝子
 - 薬局長 田上 成信
 - 診療放射線技師津野熊誠一
 - 臨床検査技師小松 繁春
 - 栄養師 長木 和子
 - 婦長 藤原 松子
 - 看護婦 堀田 静子
 - 鎌田 邦江 坂部 昭美
 - 浅田マモル 前田ヤス子
 - 中陽マチ子 林 ツヤ子
 - 田上ミツギ 岡本 高子
 - 事務長 竹田 貞美
 - 係長 三木 敬一
 - 主事補 福徳ヤスエ
 - 書記 秋本恵美子
 - 美馬 克康 井原 光子
 - 調理員 倉瀬 静子
 - 阿部キサカ 呑口 好子
 - 内務員 河野 夏子
 - 隔離内務員 上西 定一
- 医療の豆知識
町内では勝浦病院のみ配置
ママシ血清!!
ママシにかまれた時は一秒であらそいますので血止めをして

台風による洪水被害による衛生について

厚生課

今年も早や台風九号が先日襲来しましたが今年も新聞、ラジオによる広報によれば大きい台風が予想されています。それに備えて洪水による浸水後の処置として先づオ一に水をはかして乾燥させる事が先決問題です。そのあと石灰を床下、土間、便所等に散布すること。床上、畳は三%クレゾール水で清拭して下さい。その他消毒は役場厚生課へご連絡下さいれば現場に参ります。

日本脳炎発生

予防について

厚生課

暑さも幾分涼しくなり、これから夏ばての季節です。田圃の水も蚊の発生源となり庭木の間に棲息する蚊等私達人間の疲労のすきをねらっています。予防として、
1、日本脳炎を媒介する蚊(コガタカイエ蚊)にかまれないようにする。
2、睡眠を充分とること。
3、栄養がたよらないこと。

こんな行政相談が

徳島行政監察局

ア 申出の内容
私の母は、帰宅途中、バスに乗ったが、座席に座る前に急に発車したため、転倒して腰を強く打った。降車の際はあまり自覚症状がなかったが、帰宅と同時に強く痛み出したので、さっそく警察に事故として届出ておいた。バス会社からは、何の話もないが、現に私の母は医師のもとで治療をしているのでその費用を負担させるようになっている。

イ 委員の判断と措置ならびに結果
申出を受けた委員は、このような車内事故も、自動車損害賠償保険の対象となるので、もしバス会社が、このま、放置しているようであれば保険金を保険会社に直接請求するようにと教示した。

その後申出人は、バス会社から何の話し合いもないので再び委員に相談して来た。委員はただちに保険金請求の手續きをとるように教示し、この旨をバス会社に連絡することを助言した。この結果、バス会社から申出人に対して治療金額と、見舞金五万円を負担するとの申し入れがあり、申出人はこれを了承した。

ウ 関係法令 自動車損害賠償保障法

この法律の目的は、自動車の運行によって人の生命または、身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより被害者の保護を図ることである。

すべての自動車は、賠償保険に加入していなければならぬ。加入していませんから、交通事故の被害者は、加害者と交渉しても相手方に誠意がなく、補償が得られないときは加害者が契約している損害保険会社に直

(昭和四十四年十一月一日より施行)

区 内	賠償金(または損害賠償金)の限度	仮 渡 金 (被害者のみ請求できる)
死亡した者一人につき	(イ) 死亡による損害 五〇〇万円まで (ロ) 死に至るまでの傷害による損害 五〇万円まで	五〇万円
傷害を受けた者一人につき	(イ) 傷害による損害 五〇万円まで (ロ) 後遺症による損害 一九万円から五〇〇万円まで	傷害の程度により一〇万円、五万円、一萬円の三段階に分けられています(ただし、治療日数一〇日以内の場合、仮渡金なし)

また、けががなかなか全治しないで、治療費が多額になるときは、示談解決の前であっても一〇万円単位で保険金の内払いの請求(加害者被害者どちらでも請求出来る)をすることがで

きます。ひき逃げされて加害者が判らない時、盗難車による事故、無保険車による事故の場合は、政府が法律に規定されている範囲内で補償しますが、その手続は

接、損害賠償の請求ができます。自賠法の保険金で請求できるものは
a 看護料、通院料等を含む治療費
b 治療期間中に於ける補償費
c 法令で定められた、後遺障害の残った場合の障害補償費
d 死亡の場合における損害があります。

被害者が、直接保険会社に被害賠償を請求する費用は、治療費、葬儀費、その他当座の費用にあてるための仮渡金です。保険金、仮渡金の支払限度は次表のとおりです。

この損害賠償の請求権の時効は二年間ですが、本来の請求権即ち加害者に対する賠償請求権の時効は、被害者またはその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年、不法行為のときから二〇年です。

エ 苦情の発生した原因と解決策

本事例は、バス運転者の乱暴な運転によって負傷した乗客を放置していたために生じた苦情です。自動車事故は一般的には車と車の衝突とか、車に人が轢かれたとか、といった事故であります。自動車内の事故、たとえば、この事件のように転倒したとか、あるいは椅子に衝突したとか、あるいはこの事故によって運転者以外の者が負傷、死亡等の損害を受けた場合も、同様、自賠法の対象となるものであります。

行政管理局編集資料より

孫の木植樹

横瀬連合長寿会の一大事業として、孫の木植樹を行なっています。老人といえども、やればやれると意気こんでいますが、

この事業に心から奉仕せられた会員も寄る歳浪には勝てず、現在では、植樹は成績良好ですが、しばらくは下草刈除きの大切な仕事があり、会員一同が心痛しています。しかし雇傭者でやるとなると財源がなく、結果は孫の木ですから何分皆様方の御協力をお願いいたします。

この事業は、昭和四十年十一月県社協役員会の発議によるもので、長寿会役員会は、鶴林寺山林の借り受けを計画し、交渉の結果、鷲が尾二番地の五町八反四畝二四歩を昭和九十一年二月までの五十年間借り受ける分収契約書を取り交し、会員の奉仕により施行することに決定し推進してきました。

昭和四十一年三月に栽植奉仕一七名、桜、杉四千本を植樹四十二年三月には奉仕人員一〇九名、三、五〇〇本の桜、杉を栽植、四十三年一三名が五〇〇本を補植。

次に、下草刈り、施肥には、四十二年七月に四四四、四十三年に五九名、四十四年九月に五〇名奉仕し約半分を済ませ、残りを傭人夫四万円を払って完了させました。

奉仕者延人員三九二名と手間替りに現金奉仕一二名があり、肥料も三年間に六〇袋を使用しました。なおこれからの管理についても労力や経費がかなり必要です。よろしく御良察の程お願いいたします。

横瀬連合長寿会



生徒を通じて配布していましたが献立表をここに掲載しました。せいぜい御活用下さい。なお、給食について御意見、或は料理の作り方などについての質問や問い合わせはTEL3096にお申し下さい。

昭和45年9月		献立予定表		勝浦町学校給食センター											
日	曜	パ	ン	牛	乳	お	か	ず	お	か	ず	使	用	材	料
1	火	第2学期始業													
2	水	食	パ	ン	牛	乳	スパゲティ・ミートソース和え すいか			スパゲティ、肉合挽、玉葱、人参、ケチャップ グリーンピース、ソース、油、すいか					
3	木	食	パ	ン	"	"	魚フライポイルキャベツ みつまめ			白身魚スチック、油、キャベツ、カレー粉 寒天缶、もも缶、みかん缶、バナナ、リンゴ 干ぶどう					
4	金	コ	ッ	ペ	"	"	カレーシチュー 春雨ゴマ酢和え			じゃがいも、玉葱、人参、カレールウ、豚肉、 油、春雨、胡瓜、白ゴマ、酢、ソーセージ					
7	月	食	パ	ン	"	"	ひやむぎ くだもの			ひやむぎ、煮干、干しいたけ、板付、卵 えび、青葱、醤油、梨					
8	火	あ	ん	パ	"	"	おにしめ			こんにゃく、ちく輪、巻こんぶ、あんぺん れんこん、煮干、醤油					
9	水	食	パ	ン	"	"	親子炒め うどんのぬた			じゃがいも、人参、玉葱鶏肉、卵、キャベツ 油、うどん、葱、若布、味噌、砂糖、貝					
10	木	食	パ	ン	"	"	炒り豆腐 プリン			豆腐、人参、豚肉、玉葱、キャベツ、卵 油、醤油、砂糖、プリン、ミルク					
11	金	コ	ッ	ペ	"	"	かきたま汁 煮豆 くだもの			卵、鶏肉、豆腐、大根、油揚、青葱、梨 だし粉、醤油、金時豆、青切こんぶ、豚肉 ごぼう、こんにゃく					
14	月	ぶ	ど	う	"	"	ソーセージバター焼き マカロニサラダ			ソーセージ、マーガリン、マカロニ、胡瓜 キャベツ、干ぶどう、みかん(缶)、マヨネーズ					
15	火	● 敬老の日													
16	水	食	パ	ン	牛	乳	コロッケ 拌三条 ベーコン油炒め			コロッケ(冷凍)、揚油、春雨、人参、ソーセージ もやし、サラダ油、酢、ベーコン、玉葱、キャベツ					
17	木	食	パ	ン	"	"	鯖空揚あんかけ くだもの			鯖、小麦粉、揚油、筍(缶)、玉葱、牛ミンチ 人参、グリーンピース、もやし、でんぶん、醤油、だし粉					
18	金	コ	ッ	ペ	"	"	ウィンナー 胡瓜清漬 じゃがいもフライくだもの			ウィンナー、油、胡瓜 じゃがいも(冷凍)、梨					
21	月	食	パ	ン	"	"	甘藷と豚肉の照煮 ゆで卵			さつまいも、油、豚肉、生姜、キャベツ 青葱、白ゴマ、醤油、砂糖、卵					
22	火	揚	パ	ン	"	"	豚汁 くだもの			豚肉、若布、卵、南瓜、焼ふ 煮干、味噌、リンゴ					
23	水	● 秋分の日													
24	木	食	パ	ン	牛	乳	マカロニホワイトソース煮 竹輪照煮			マカロニ、鶏肉、キャベツ、人参、玉葱 小麦粉、油、ミルク、竹輪、醤油、砂糖					
25	金	コ	ッ	ペ	"	"	魚フライキャベツ付合 なすしぎ焼			魚フライ(冷凍)、キャベツ、揚油 なす、油、味噌、砂糖、こんにゃく					
28	月	食	パ	ン	"	"	焼豚 ポテイトサラダ			豚肉、油、醤油、マヨネーズ、ハム、胡瓜 じゃがいも、キャベツ、リンゴ、スパゲティ					
29	火	食	パ	ン	"	"	焼そば おひたし			そば、キャベツ、もやし、鶏肉、油 ソース、けずり粉、青菜、ゴマ					
30	水	食	パ	ン	"	"	チキンサラダ お汁粉			鶏肉、マロニー、トマト、キャベツ、胡瓜 リンゴ、マヨネーズ、小豆、砂糖、もち粉					

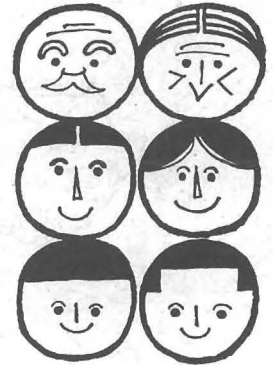
御
家
族
へ

残暑の今ごろは食べものを作るにも苦勞する時節ですし、暑い夏で食欲も落ち、体も弱っています。児童生徒の体は四季を通じて大へん發育しています。そのためには体を維持する栄養と成長するための栄養が必要でバランスのとれた食事を要求しています。

学校給食の基準量はこのような成長期の子供を考えて定められており、献立はその栄養を十分に満すよう考慮し、發育を促すよう調和のとれた献立を工夫しています。御家庭におきましても栄養のバランスを考え、その日の給食材料と代ったものを朝夕の食卓にのせて頂きたいと思ひます。

夏負けを取り返すためにも食べものはかたよらず、いろんなものをたくさんたべるようにして下さい。

10月1日は国勢調査です



総務課

調査の趣旨について

- (一) 国勢調査は、法律(統計法)に基づいて五年ごとに行なわれます。
- (二) 国勢調査では、国民のすべてに申告の義務があります。
- (三) 国勢調査は、人口に関する最も基本的な調査で、その結果は、国はもちろん都道府県、市町村の行財政の基礎資料として欠かせないものです。
- (四) 国勢調査で調べたことから、統計を作ること以外の目的たとえば徴税や、犯罪捜査などのために用いることは、固く禁じられています。
- (五) 今回の国勢調査は、大正九年の第一回調査以来、かぞえて半世紀目にあたる記念すべき調査であり、その特色は、詳細な調査結果をできるだけ早く、できるだけ小地域別に明らかにするものです。
- (六) 国際連合の提唱する一九七〇年世界人口センサスの一環です。調査票への記入は十月一日現在です。調査員が皆様のご家庭を漏れなく調査してまいりますので、御協力よろしくお願いします。国勢調査指導員および調査員は次のとおりです。

指導員	調査員	調査区	地域	氏名
中井清二郎	池田照雄	1	坂本	沢野キクエ
和寛		2	中山	小谷和寛
		3	中山	
		4	中山	
		5	中山	
		6	中山	
		7	中山	
		8	中山	
		9	中山	
		10	中山	
		11	中山	
		12	中山	
		13	中山	
		14	中山	
		15	中山	
		16	中山	
		17	中山	
		18	中山	
		19	中山	
		20	中山	
		21	中山	
		22	中山	
		23	中山	
		24	中山	
		25	中山	
		26	中山	

41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
棚	野	野	野	掛	谷	江	石	沼	石	今	山	黒	星	星
溝上	孝子	中井清二郎	榎本ハツ子	宮本ハツ子	生木容子	大岡ムメ子	毎木八重子	大久保幸栄	吉平美代栄	山西康子	谷脇愛子	橋本久子	寺尾美代子	池田照雄
55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41
2	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
立	棚	川	野	生	名	中	角	生	名	生	名	久	久	棚
橋本	照子	廣美枝子	幸田イソ子	岩本フサエ	伊丹廣恵	小川キクエ	花房匡子	鶴本ミヤノ	石田絹子	白草モト子	松田キクエ	中西チズミ	前田エミ子	中西チズミ

—高令者にしあわせを—

敬老年金 ことしから

勝浦町ではことしから高令者の方々に敬老年金の支給町単独事業を行うことになりました。

この年金支給の目的は、町民の方々の長寿を祝福し、町民の敬老思想を高揚させるとともに、高令者のしあわせを高めるための一助としあわせの考えによるものであります。

敬老年金の額は二千円で毎年九月一日現在で満八十歳以上のお方(本年度の該当者は明治二十三年九月一日以前に生れたお方)に対し本人の申請に基づいて支給されることになって居ります。

尚、受給手続き等については各地区の老人クラブの役員の方々にとりまじめのお世話を願う

ことになって居ります。

長寿者に記念品

長寿を祝福して八十八歳以上の方に県知事から記念品が贈られます。本町の該当者は次の九名に贈られることになりました。

坂本	河野	久保	伊丹	阿部	栗城	山上	竹田	斉藤	綿木	高田	中野
タカ	タカ	ウタ	モト	モト	愛蔵	ヨシ	サタ	コハル	忠三郎	フジノ	アイノ

貯蓄実践 坂本地区を指定

県下の貯蓄グループ活動のモデル的地域として適当であり、他へ影響することでも大であると認められ、徳島県貯蓄推進委員会より勝浦町坂本東貯蓄実践地区が昭和四十五年八月一日から昭和四十八年七月三十一日まで三ヶ年間指定された。

ついでに今後県下の貯蓄推進にあたり先導的役割りを果たされ他地区への模範となられるよう期待する。

産業課

選挙人名簿の登録簿

町選挙管理委員会では、九月一日現在によって、選挙人名簿に登録される資格を有する者満二十歳以上の者で引続き三ヶ月以上町内に住所を有する者の登録を行ないます。

尚、この選挙人名簿は、九月十一日から十五日まで町役場で縦覧しますから、有権者でこの選挙人名簿の登録について不服があるときや誤載、誤記があるときはこの期間内に異議の申し出をしてください。

坂本	吉守	琴代
横瀬	橋本	ヒサノ
横瀬	大西	ユキノ
生名	時本	ユキノ
横瀬	谷脇	ユキノ
与川内	石花	兵藏
中山	泉	キク

みかんづくりに水と道を

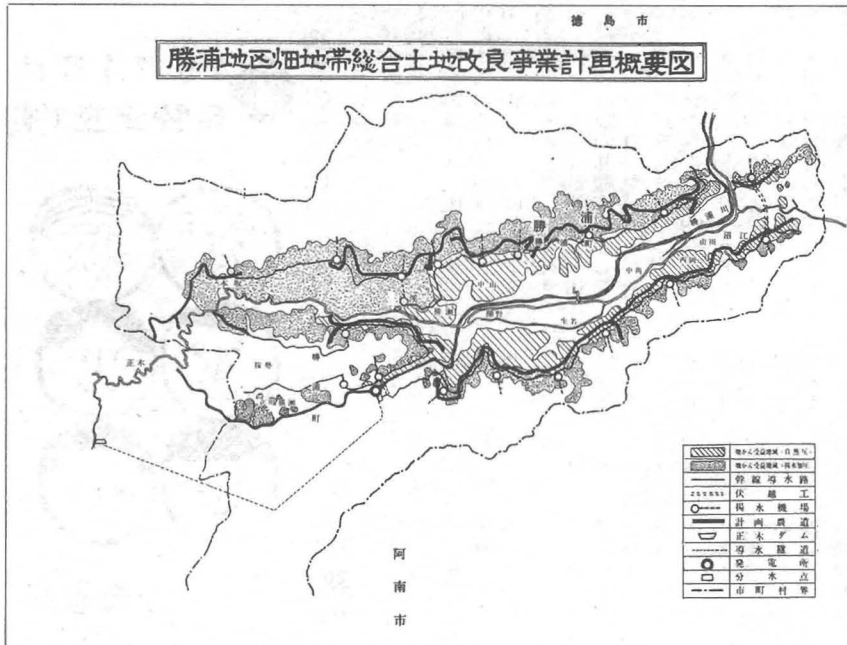
勝浦川総合開発でつくられる正木ダムの水を利用して、みかん園にかん水し、園地中腹に農道をつくり、近代的な「みかんづくり」を行なうため、畑地帯総合土地改良事業をすすめることになりました。

一、事業のあらまし

勝浦川総合開発でつくられる正木ダムの水を利用して、みかん園にかん水し、園地中腹に農道をつくり、近代的な「みかんづくり」を行なうため、畑地帯総合土地改良事業をすすめることになりました。

正木ダムから棚野口立川にいたる発電用トンネルから取水し勝浦川両岸に分水し延長三九kmの管水路で園内まで配水し、約一〇〇〇haにスプリンクラーで撒水する。

農道は幅員三、四・五米、延長四一kmで地区内全体にわたり



有効に配置し既設農道と接続させる。

二、工期予定 昭和四十六年度から五十年年度まで

三、事業費と負担の割合

受益地区と農道位置が確定していませんので事業費はわかっていませんが、かん水は一〇メートル当り約二〇万円、農道は一m当り約四万円の見込みで、補助率は、国五〇%、県二五%、残りが地元負担です。なお地元負担の八〇%は長期融資が受けられます。

四、効果

みかん畑にスプリンクラーによる、かん水は、中角地区などで実施されていますが

(1) 樹の生育がよくなる

昭和四十五年第四回臨時会は七月二十八日開会、七月三十一日閉会しました。

七月二十八日午後四時五十分開会、古井議長から諸般の報告、副議長の選挙を行ない高橋肇議員が副議長に選ばれ午後十時五十六分散会

七月三十一日午前十時十五分開会、常任委員の選任を行いたのとおりきました。

- 総務部常任委員
栗城 堯 山本 圭一
平 忠 坪内正太郎
岡 敬二
- 厚生部常任委員
味間喜久雄 若木 肇
高橋 肇 古井 治
- 産業経済部常任委員
立石 正一 岡本 照男
山路 保義 中西 晴美
湯浅 源八
- 建設部常任委員
大井 儀 伊丹 一
中瀬 英夫 吉岡 守
佐藤 寿治

議会だより

第四回臨時会

- (2) 隔年結果が防止できる収量が増加する
- (3) 品質が向上し安定する
- (4) 上位等級割合がよくなる
- (5) 又、スプリンクラーは、施肥や薬剤散布にも利用でき、液肥施肥効果では
- (1) 肥料代が安く経済的である
- (2) 作業能率が向上し省力(従来の1/2)できる
- (3) 隔年結果の防止と品質向上
- (4) 施設の高度利用
- (5) なお、薬剤散布では、黒点病予防やダニ、ヤノネカイガラ虫などにも高い効果があげられ、今後、スプリンクラーの多目的利用の研究がすすむにつれ、利用技術が確立されるでしょう

(産業課)

○庁舎、福祉センター建設特別委員
若木 肇

○同和对策事業特別委員
岡 敬二 味間喜久雄

午後六時四十九分閉会

お誕生

おめでと

- 棚野 公博
- 三溪 浩司
- 沼江 悦隆
- 坂谷 由美
- 沼江 奥香
- 中野 真香
- 沼江 真香
- 沼江 大蔵
- 沼江 義治
- 沼江 裕美
- 坂谷 留美

祝ご結婚

- 沼江 西上 光博
- 徳島市 木内 光
- 三溪 湊 忠男
- 香川県 佐藤 昇子
- 三溪 村瀬 忠子
- 三溪 橋本 信子

おくやみ

申します

- 棚野 孝平
- 三溪 仁
- 三溪 越田 シゲリ
- 生本 昌二
- 坂谷 大太郎
- 三溪 寛治

国民年金だより

国民年金所得比例保険料の 申請手続きは十月一日から

所得比例制とは

定額保険料「月四五〇円」のほかに一定の保険料「月三五〇円」を加算して納めそれに応じてより高い年金を受ける制度です。

一、加入対象者

所得比例保険料を納めることのできる人は国民年金の加入者ならだれでもよいことになっています。しかし保険料を免除されたら所得のない人及び五年年金加入者は除かれます。

二、所得比例保険料の納付希望を申し出ると一ヶ月に三五〇円の保険料を納めることになり定額保険料と合わせると毎月八〇〇円の保険料を納めることとなります。

三、受ける年金の額
受ける年金は所得比例保険料を納めた期間「月数」に一八〇円を乗じた額が一般の老令年金に加算されます。
したがって二五年間この保険料を納めると年五四〇〇〇円が所得比例保険料分の年金として一般の老令年金額九六〇〇〇〇円に加算され合わせて年一五万円「月額一、五〇〇円」が支給されることになり

ます。

四、加入手続

所得比例保険料の納付希望の申出は十月一日以降いつでも加入できますからお申出ください。

◎十年年金の継続加入の申出は

今月「九月三十日」限りです。国民年金の十年年金の継続加入の申出は今月末でしめきれません。

◎十年年金を継続加入することのできる人はつぎのすべての条件を満たしている人となります。

一、昭和三十六年四月一日に国民年金に任意加入したもので任意加入後に被保険者の資格を喪失していること。
二、厚生年金保険、船員保険、各種共済組合など他の年金制度の被保険者や組合員でないこと。

三、他の年金制度から老令「退職」年金を受けていないこと又は受ける資格期間を満たしていないこと又は受ける資格期間を満たしていないこと。

再び加入が認められますと再び加入する前の期間で国民年金や厚生年金保険などに加入し

ていなかった期間一ヶ月について四五〇円の額を納付しこの納付が行なわれるとその期間は保険料納付済期間となつてこの保険料納付済期間を被保険者としての期間にかかる保険料納付済期間が十年に達したときに老令

年金の支給を受けることができるようになります。なおそのとき六五才に達していない人は六五才から老令年金が支給されます。支給される老令年金額は六万円「月額五千円」となっています。 住民課

婦人週間

シンボルマークを募集

婦人に参政権ができて二十五周年を記念し、婦人週間のシンボルマークを募集していますので、応募してください。

一、規定

- 1. 用紙は白色の洋紙（B五判）をタテに使うこと
- 2. マーク図案は墨一色で描くこと
- 3. 用紙の上三分の二に図案を描き、下に住所、郵便番号等、氏名、性別、年令、職業、電話番号を横書きすること
- 4. 封筒の左下部に「マーク応募」と朱書すること

二、締切日

昭和四五年九月二〇日当日消印有効
三、送り先
東京都千代田区大手町一―三 一―一〇〇

労働省婦人少年局婦人課
四、賞
一席 労働大臣賞と五万円



この一票に 真心こめて
正しい選挙に 郷土も光る
模範選挙は 我家から

勝浦町明るく正しい選挙推進協議会

移動警察

二席 労働大臣賞と三万円
三席 一万円
佳作 記念品
五、その他
入賞作品は、ポスター、リーフレット等婦人週間刊行物、バッヂ等に使用する。

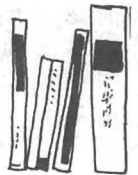
飲酒運転を追放

毎月二三日（但し土曜日の場合一五日、日曜日の場合一四日）勝浦町役場におきまして午後二時から四時までの間移動警察日と指定し、運転免許証更新及警察で行なう諸手続ができる事となつておりますので御利用下さい。

免許更新の持参品
写真二枚 代金六五〇円
会員証 印鑑（建設課）

飲酒運転による悲惨な交通事故故がいせんとしてあとをたたず、これが国民生活に重大な脅威となつて居る現状であります。本町も飲酒運転の規制強化に関する道路交通法の規定改正を契機に飲酒運転追放法を目的として、街頭指導、町内広報、チラシ等配布し町内における飲酒運転追放運動を実施している現状であります。皆様一人一人の心がけによれば追放できるはずで、事故のない町づくりに御協力をお願いします。（建設課）

公民館便り



◎勝浦郡婦連研修会の開催について
来る、九月二十日(予定)に勝浦郡婦人連合会主催の、昭和四十五年度勝浦郡婦連研修会を上勝町福川の武道会において行いますので婦人会員のみなさんは多数御出席下さい。尚、内容は次の通りです。

研修課題
激動する社会にあつて、家庭職場における婦人としての在り方等を中心に、講演やお互いの話し合いを通して主婦として、又、婦人としていかにあるべきかを求明してゆく。レクリエーションとしては、民謡、踊りを行います。

尚、当日は貸切りバスを利用していただきます。その他明細な点につきましては支部長さんを通して後日改めてお知らせ致します。

◎昭和四十五年度勝名地区青年学級国内研修を九月二日、七日までの間国立阿蘇青年の家において実施しますが、本町青年会からは、次の人達が代表として参加する事になりました。

- 敬称略
- 岩本 修 今岡きよの
- 尾花 清 大西 孝代
- 田尾 清俊 島 博子
- 東山 義博 二階堂加代
- 柳田 和幸 島田まゆみ
- 横尾 和幸 山口 早苗

◎県青年大会
若人の祭典である恒例の青年大会が次の日程により行なわれます。郷土の榮譽を担って堂々出場する選手諸君の御健闘を町民のみなさん一丸となつて祈念し当日は多数御声援賜りますようお願いいたします。

○芸能文化の部 九月六日
内町小学校
○陸上の部 九月二十日
西ノ丸競技場

尚、本町関係の郡代表者は次の通り

芸能文化の部
コーラス
指揮 中山智進
伴奏 宮井悦平
課題曲 秋を呼ぶ歌
自由曲 森の教会

- 中瀬 博文 松田ミナエ
- 河野 敬三 桂木よしみ
- 岡 敏夫 福良 貴美
- 小山 智之 大西 定子
- 花岡ふみよ 柴田 君代
- 竹田麻里子 花岡賀代子
- 榊原 光恵 早川加枝子

陸上球技の部
男子バレー 監督 山田善章
河野 敬三 大西 一司
中瀬 博文 岩本 治
定作 均 奥口喜久一
細谷 正一 中山 智進
鈴木 幸男 柳田 義博
小西 克也
女子バレー

二階堂加代 山口 早苗
阿竹 順子 中野 公子
花岡ふみよ 谷口千恵美
榊原 光恵 大西 定子
林 千恵美 滝本 明子
柴田 君代
陸上
押栗 義衛 福田 順一
秋成 昇 坂井 芳久
岸野 洋子 岸 久子
島田まゆみ
剣道 田中 潤 大久保義正
石本 輝夫
柔道 横尾 和幸 前野芳夫
書道 桂木よしみ
手芸 早川加枝子 福良貴美
竹田麻里子
絵画 桑村みちえ 中山智之

◎第九回県青年学級体育大会において勝浦チーム第三位に入賞。

去る八月三十日徳島中学校グラウンドにて行なわれた第九回県青年学級体育大会ソフトボール大会で各郡市代表十三チームの間で熱戦をくり広げた結果勝浦チームは徳島市チームをおさえて第三位に入賞しました。

日雇労働者健康保険の擬制適用廃止に伴う事務手続について
このことについては、すでに該当事の方にご通知いたしてあります。五月三十一日限り廃止され保険給付については受給資格者票に確認印のある場合は八月三十一日まで従来の取り扱いと同じでしたが、九月一日以

降は標記の保険者証は一切使用することができません。ついでに、勝浦町国民健康保険、又は徳島県建設国民健康保険組合(幸町三丁目)徳島建設産業国民健康保険組合(中前川町四丁目)のいずれかに加入しなければなりません。(九月十四日までに手続を完了が必要です)尚すでに、徳島県建設国民健康保険組合、徳島建設産業国民健康保険組合、社会保険等に加入されている方は、厚生課国保係までご報告下さい。

野犬一掃運動について

九月一日から九月三十日迄、全県的に、犬によるこう傷害事故及び農作物、家畜等の被害発生を防止する為、特に期間を定め野犬の一掃及び野犬化防止の為、正しい犬の飼い方について行われますので次の事項に御協力をお願いします。

- 一、不用犬の引取り 町役場で野犬及び不用犬の引取りをします(印鑑持参一頭二〇〇円)
- 二、法に基づき飼ひ犬の登録
- 三、必ず係留すること(期間を問わず放し飼ひ犬は補獲します)

遺族会 青年部結成 厚生課

終戦後早くも二十五年が経過戦争の恐怖や、尊い人命を犠牲とされた方へのご恩も、や、もすれば忘れがちな今日、日本遺族会、県遺族会の指導のもとに新体制による青年部が、さる八月三十一日、戦没者の遺児またはこの部会に賛同する者で結成発足することになり左記の役員を選任した。

- 青年部長 仲田豊光
- 副部長 谷尻 亨
- 連絡員 瀬戸正彦、森山義則、長町豊秋、吉本 勉、谷尻 亨、吉守 孝

なおこの際、遺児名簿を作成組織を強化したので遺児の方は連絡員にお知らせ下さい。

あつがき
台風の災害お見舞を申し上げます。
広報「かつら」九月号をお届けいたします。
勝浦町の動きを、そして町民の生活に必要なことをお知らせするよう努力してまいります。

訂正
前号に掲載しました、観光協合理事の、谷尻松雄氏は、星谷寺中西恭雄氏のあやまりでしたので、訂正いたします。